

お知らせ掲示板

くらし

市営墓地の貸し付け

【墓地名】小峯墓地・立田山墓地・浦山墓園・花園墓地・城山墓園・清水墓園

【募集数】各墓地5区画以内(区画数は各墓地で異なります)

【使用料】1㎡あたり8万円(区画ごとに広さが異なります)

【】市内に住む、許可日から3年以内に墓碑建立できる方 **【申】**12月23日～来年1月10日(土日祝を除く)に健康福祉政策課へ ※12月23日より各墓地管理事務所・健康福祉政策課で募集要項を配布。

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

記念樹プレゼント(結婚・誕生・新築・銀婚・パートナーシップ宣誓)

【】来年2月29日(土)、来年3月1日(日)午前10時～午後4時 **【場】**区役所正面玄関前(中央・東・南・北)、西部環境工場(旧工場管理棟/西区役所から南へ150m) **【】**緑の苗木を差し上げます **【配布樹木】**肥後ツバキ・キンモクセイ・ウメ(紅・白)・シマトネリコ・ハナミズキ(赤・白)・イロハモミジ・サクラ(ソメイヨシノ)のうち、好きな樹木を1本 **【】**平成30年10月1日～令和2年(2020年)1月23日に、①結婚②赤ちゃんの誕生③家の購入④結婚されて25周年(銀婚)の方⑤パートナーシップ宣誓をされた方 ※銀婚は、平成5年10月1日～平成7年1月23日の間に結婚した方が対象 ※③は建物の引渡し日が対象期間に該当する場合 ※前回平成31年3月に、記念樹を受領済みの方を除く **【】**苗を入れる汚れてもよい袋(大きめのレジ袋など)、日付がわかるもの〔①結婚:招待状、指輪など②誕生:親子(母子)手帳、保険証など③建物:登記簿、売買契約書、家の保証書など④銀婚:結婚式の招待状、指輪、戸籍謄本など⑤パートナーシップ宣誓:宣誓書受領証、宣誓書受領カードなど〕 **【申】**来年1月23日までに電話でひごまるコール(☎334-1500)または市ホームページ、直接環境共生課へ

(環境共生課 ☎328-2352)

12月は固定資産税第4期の納期

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機

関または郵便局で申し込みいただくか、インターネットで申し込みください。詳しくは、市ホームページへ。

(納税課 ☎328-2204)

家屋を取り壊したらご連絡

固定資産税は、1月1日(賦課期日)に家屋等を所有している人にかかる税金です。

家屋を取り壊した場合は、届出をしないと継続して固定資産税がかかりますので、固定資産税課へ連絡ください。

(固定資産税課 ☎328-2195)

給与支払報告書の提出はお早めに

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者は、令和元年(2019年)中に給与の支払いをした全ての従業員等について、給与支払報告書を提出してください。

【提出期限】来年1月31日

【提出先】市民税課

また、令和元年度(2019年度)給与支払報告書を提出された事業者に対しては、11月上旬に給与支払報告書(総括表)とその提出についての資料を送付しています。内容を確認の上、必ず期限内に提出してください。給与支払報告書は、eTAX等による提出が便利です。提出方法は、市ホームページへ。

熊本市 給与支払報告書

検索

またはこちらから→

市ホームページトップ > くらし・環境 > 個人市民税・県民税(住民税) > 令和2年度(2020年度)給与支払報告書の提出と特別徴収の実施について

※県内市町村では、個人住民税の特別徴収義務者への完全指定を行っています。パート、アルバイトなどの非正規雇用者、役員なども含め給与の支払いを受けている全ての方が特別徴収の対象です。ご理解とご協力をお願いします。

(市民税課 ☎328-2181)

バイクなどの手続きを忘れていませんか

市外や他県のナンバープレートが付けたまま軽自動車などを使用していませんか。軽自動車税(種別割)は、使用の本拠地(定置場)がある市区町村に納める税です。

定置場が熊本市にある、市外や他県のナンバーのバイクや軽自動車は、住所変更などの所定の手続きが必要で

す。

種類	手続き先
原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車	市民税課、区役所税務室、総合出張所
軽自動車(三輪/四輪)	全国軽自動車協会連合会熊本事務所(東区東本町16-3・☎369-7920)
軽二輪/自動二輪(125ccを超えるもの)	熊本運輸支局(東区東町4丁目14-35・☎050-5540-2086)

【】手続き先の窓口または市民税課(市民税課 ☎328-2181)

農地を相続したら農業委員会に届出を

相続などで農地を取得した方は、農地を管轄する農業委員会への届出が必要です(農地法3条の3)。

取得後に自分で耕作ができない場合、中間管理機構(県農業公社)へ貸し付けの申し出ができます。耕作者不在による遊休農地化を防ぐためにも必ず届出をしましょう。届出書は農業委員会の窓口で受け取るか、または市ホームページからダウンロードして印刷してください **【】**農業委員会事務局(☎328-2781)、西区分室(☎329-1179)、南区分室(☎357-4162)、北区分室(☎272-6908)

男女共同参画に関する市民グループ企画募集

【】セミナーや講演会、ワークショップなど、男女共同参画に関する市民グループの企画について、施設使用料(会場費)の減免、事業費の助成、広報協力などの支援を行います **【】**令和2年(2020年)4月～令和3年(2021年)3月末に実施可能であり、かつ市民グループが実施主体であること **【定】**3組程度(書類選考・面談) **【申】**来年1月25日(必着)までに所定の申請書類を持参または郵送、メール(info@harmony-mimozza.org)で ☎860-0862中央区黒髪3丁目3-10男女共同参画センターはあもにい(☎345-2550)へ

人づくり基金令和2年度前期援助申込者募集

【】社会のさまざまな分野で将来の本市のリーダーとしての役割を果たすことができる人材を育てることを目的に、研修を受けるための費用などを援助します ※令和2年(2020年)4月～9月に開始する研修などが対象 ※援助対象者および援助金額は、人づくり基金選定委員会の審査を経て決定

援助内容	援助限度額
海外研修	100万円
国内研修	(旅費の一部を加算)
その他	50万円
褒賞	30万円

【】市内に住民登録がある方・市内に本拠地または事務所を有する団体 **【申】**12月2日～来年2月14日に文化振興課へ。要事前相談(窓口または電話) **【】**寄附を随時募集しています!

今後も、多くの方に支援を続け、創造性豊かな人材を育成するため、寄附にご協力ください。

詳しくは文化振興課へ。

(文化振興課 ☎328-2039)

都市計画公園の変更に関する説明会

【】12月20日(金)午後7時～ **【場】**市役所別館自転車駐車場8階会議室 **【】**長期間未整備となっている区域のある都市計画公園の変更に関する説明会 **【申】**当日直接会場へ

対象公園	南運動公園、小峰墓地、城山墓園
	(公園課 ☎328-2523)

イルミネーション電車を運行

【期】12月2日(月)～来年1月31日(金) **【場】**レトロ調電車(101号車) ※1台のみ **【】**今年も冬の風物詩「イルミネーション電車」を運行します。光り輝く幻想的なイルミネーション電車をご覧ください (交通局総務課営業推進班 ☎361-5233)

パブリックコメント 皆さんの意見を募集します。

(仮称)熊本市手話言語条例(素案)

【内容】手話に関する施策の推進に必要な基本的な事項を定めた条例の素案

【提出先】12月27日～来年1月26日に持参か郵送、ファクス(325-2358)またはメール(shougaiokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp)で ☎860-8601障がい保健福祉課(☎328-2519)へ

熊本市第7次総合計画中間見直し(素案)

【内容】本市のめざすまちの姿「上質な生活都市」の実現へ向けた基本指針である総合計画の中間見直しの素案

【提出先】12月23日～来年1月23日に持参か郵送、ファクス(324-1713)またはメール(seisakukikaku@city.kumamoto.lg.jp)で ☎860-8601 政策企画課(☎328-2035)へ

【閲覧場所】担当課、情報公開窓口、区役所(中央区を除く)、市ホームページなど

小型特殊自動車も申告が必要

トラクターなどの「農耕作業用」、フォーク・リフトなどの「その他」に分類される小型特殊自動車は、使用の本拠地が市内にあれば申告をして軽自動車税(種別割)を納める必要があります。公道の走行の有無は関係ありません。

表に該当する車両は、市の窓口(市民税課・区役所税務室・総合出張所)で軽自動車税(種別割)申告をして、緑色のプレートを付けてください。

※「熊本99」など、運輸支局から交付されたプレートを廃車申告するときは、運輸支局と市の窓口の両方で申告が必要です。

種類	構造	大きさ	速度	年税額
農耕作業用	農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車(乗用装置付のもの)	制限なし	時速35km未満	2,400円
その他	フォーク・リフト、ショベル・ローダ、タイヤ・ローラー、国土交通大臣が指定する構造のカタピラを有する自動車および特殊な構造などを有する自動車など	長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下	時速15km以下	5,900円

【】手続き先の窓口または市民税課(市民税課 ☎328-2181)

くらしの中の人権73

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成14年(2002年)9月に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人拉致を認めてから、17年の月日が流れました。拉致問題は人間の尊厳、人権および基本的自由に対する重大な侵害です。

この問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携していくことを目的として、平成18年(2006年)6月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題は、喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題について私たち一人ひとりが関心と認識を深めていくことが大切です。

(人権推進総室 ☎328-2333)